公益法人の大半はきちんと活動

しを乱発すれば、法人による

ただ、認定委が勧告や取り消

しっかり監督するのは当然だ。

新制度に変わった公益法人で 公益法人 改革の原点を思い出せ 頼を揺るがしかねない深刻な事 しているとはいえ、制度への信 「自治」を尊重する改革の趣旨

不祥事が続いている。

全日本テコンドー協会は7

月、政府の第三者機関「公益認

告を受けたあげく、自ら返上を を取り消されて一般法人になっ 申し出ての異例の事態である。 理を巡り、認定委から2度、勧 総会運営や不明朗な会計処

スホッケー連盟(役員選びを巡 助成金の不正受給)、日本アイ る紛糾)、日本プロゴルフ協会 日本柔道連盟(選手への暴力や いが、勧告は他にもある。 認定取り消しにこそ至ってい

認定分を含めて9千を超える新 付けてはなるまい。都道府県の もらう)といった具合だ。 (役員が暴力団員と交際、 なぜスポーツ団体に目立つの スポーツ分野の問題だと片 徹底的に調べる必要がある

定等委員会」の事務局から認定 設立を許可し、行政との癒着や は、各省庁が裁量で公益法人の 態だと考えるべきだ。 明治時代に始まった旧制度で

天下りなどの弊害を生んだ。

公益法人が民間の非営利団体と る公平な認定に衣替えした。 れを断ち切り、第三者機関によ NPO法人などとともに、

な狙いが込められている。 切り替わった新制度には、そん 移行期間を経て昨年末に完全に ら社会を支えていく。 5年間の が互いに協力し、競い合いなが して公的な活動を担う。官と民

支えている形だけに、認定委が が適用される。間接的に公費で の納税や寄付金集めで優遇税制 新公益法人になれば、法人税

を損ないかねない。公益法人側 法人協会は、スポーツ系を含め れるゆえんだ。 が自らを正せるかどうかが問わ 約1400の会員を持つ公益

緊急セミナーを開いた。こうし あうなど、公益法人全体で改善 わしい会計士や税理士を紹介し た活動を広げ、非営利法人にく 会員以外の法人にも呼びかけ

く監督に加え、公益法人の自発 府にも注文がある。権限に基づ 認定委と、その事務局の内閣

に努めてほしい。

的な取り組みを促すよう、工夫 法人にまず報告を求める際、法 してほしい。 名は伏せつつどんな問題が生 例えば、「問題あり」と見た

じているかを公表し、他の法人 た支援も、大切な視点である。 いか。法人との「対話」を通じ が自らを点検する機会にできな